

火災における発生ガスの採集をいたしまして実験結果は出るんすけれども、実際の火災においてどれだけのものが現実に起き、そこに泊まつてゐる人たちにどれだけ具体的な影響を与えたかということは実際問題としてはなかなか難しい問題であるわけでございます。実火災におきましてその空気といいますか、気体をとつてくる、ガスをとつてくるということによりましての実態に基づく分析もやりましたようという返事をいただいております。これは一つの例でございますけれども、私どもいたしましては国消防研究所、それから消防庁の中における技術屋さんたち、各都市における消防挙げてこの問題につきましてはできるだけの取り組みをしていきたいと考えております。そこでござります。

○上野雄文君 次に、日本消防検定協会のことについてお尋ねしたいと思うのであります。

私も、検定協会に行つてきませんことには、どういう仕事をやってどんな設備を持つてているということがよくわかりませんから、ついこの間行つていろいろ見せてもらいました。きょうはお忙しそうなところでございます。

そこでいろんな説明を受けたのでありますけれども、現存する日本消防検定協会が新しい法人になるについて今度の改正で一体どこがどうなるのか、あえて法律改正までやつて手をつけなきゃならない法人なのか、そこがどうももう一つびんとこないわけですよ。今、大臣が説明された提案理由の説明でも無理して何もおやりになることはないんじゃないのか、こう思ふんですよ。それは確か臨調の答申からスタートしているというのはそれなりにわかりますけれども、あの大きな臨調がこんなところまで言わなくとも、既にもう自前でずっと運営しているわけですし、これはわかりやすくもう一遍、一言で説明をしてもらいたい。どうやらなくていいことをやつてあるみたい

○政府委員(関根則之君) きょうは、理事長がお見えになつておりますから、理事長からあるいは直接実情を御説明した方がいいのかもしませんが、理事長さんからは、もし、今度の改正をやつてしまえば大変助かる、私どもはそういう話を承つております。なぜかといいますと、いろんな面で経営の効率化、自立的に経営ができるような御制度改正をやつておりますけれども、中でも検定協会の資金計画でありますとか、あるいは借金をするときには今まで一々自治大臣の認可が必要だったわけです。しかも、自治大臣が認可をいたしました際には内々いろいろと関係の省との連携という問題がありまして、実際上は事務手続上相当な時也要し、連絡を必要としたわけでございます。例えは、給与改定なんかを検定協会において実施しようということになりますと、事務的にはもちろん我が方との連絡も必要ですし、実際問題と

の考え方をいたしまして、仮に出資金などを出しておられますと、その出資金がどこかへ消えてなくなってしまってはいかぬということになりまして、その出資金が有効に活用されかつ維持されるために必要な管理だとか監督だとか、それをもとにしてのいろいろな営業活動についての予算をなされたの承認にかかるらしめるとか、そういうものが片一方でどうしても必要になつてくるわけです。したがつて、私どもの方いたしましては、多少の出資金をもらうことによつていろいろな規制施設限を課せられて、事務手続も大変複雑になる、時間もかかる、手間もかかる、そういうふうになるのはよかつたというふうに考えております。

○上野雄文君　この間予算書等についてただいまきたんです。大体十一億ちょっとの予算であるよう見せていただいたわけでありますけれども、これは理事長さん、新法人になつてからの運用の見込みについてどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。現状と比べてよくなる、同じ、悪くなるというようなわかりやすい見方でお考えをお聞かせいただければと思います。

○参考人(福島深君)　お答えいたします。

先ほど来長官から御答弁がありますように、今回の改正は協会の運営の自主化あるいは活性化を期待するという趣旨で改正がなされるものと解説をしているわけでございまして、先ほど先生の御指摘にもありましたように、私どもの協会の運営は全部検定等の手数料収入で賄つておるし、また収入としてはそれだけしかないわけでござります。このことは検定協会の改組がなされたといわてしましても全く同様な形で続くものと思っておりますし、またこの活性化を図るという面から検定協会の業務をできるだけ自由にしていくこうじやないか、こういうお考えもとつていただいておりませんので、少なくとも現在の業務が縮小されることはない、むしろ漸次拡大をされていくのではないか

か、こういう期待を持つておるわけでございま
す。したがいまして、検定協会が民営化された場
合の将来の財政運営等につきましても特段の心配
はないものと考えておるわけでございます。
○上野雄文君 予算書をちょっと見ましたら、余
裕金運用収入を一億二千万程度見込んでおられる
わけでありますけれども、余裕金全体ではどのぐ
らいお持ちになつておるんですか。
○参考人(福島潔君) 決算のベースで申し上げた
方がいいかと思いますが、五十九年度の貸借対照
表の数字で申し上げますと、流動資産といいました
しては約十八億程度でござります。
○上野雄文君 さてそこで、今の理事長のお話で
すと、仕事の中身は現状むしろ拡大の方向と、こ
ういうお話をなんですね。長官、指定検定機関の指定
の問題ですが、今度の改正の場合、広く門戸開
放ということで新たな指定検定機関ができるよう
な道も開かれているようであります。いろいろ話
を伺つてみますと、この業界は大して大きなもの
でもないわけですね。年間、例えば仮に売り上げ
三百億なら二百億、これが生産を上げてももう少し
能率を上げれば、自動車の売れるようになると
三百億も四百億にもふえていくという市場でもな
いように我々思ふんです。だとすると、新たな純
然たる民間の機関ができてくるような場合に、一
体おれたちはどうなるんだろうというのがあそこ
に働いている人たちの、今度の法律改正で一番心
配になることなんだろうと思うんです。
端的に言つて、単品で一番もうかりそうだ、
ここの大体収支決算を見てみると、一番件数が多
くて一番収入があるというそただけねらつてやる
なんていふ話になつてきて、そういう認め方をさ
れるようなことになつてしまふと影響は大きくな
つてきて、理事長はますます拡大の方向だと言ふ
んだけれども、その辺のところを我々はどういう
ふうに考えていいらしいのか。現場の人たちの
不安を除くという立場からもその辺の考え方につ
いてお知らせ願いたい、こう思ふんです。
○政府委員(閔根則之君) 検定協会の仕事という

そういう形で、緊急事態のときには緊密な連絡をとりながら、本当にどうしても緊急に収容しなければならないという場合には、もちろん他の患者をほっぽり出してもというわけにはいきませんけれども、できるだけ融通をすることによつて、空きベッドをつくって収容する、搬送された患者を受け入れる、そういう体制をつくつていただきたいというふうに考えているところでございます。

○上野雄文君 ゼひ、しつかりやつていただきたいんす。
いと思うんです。

最後に、参考人にお尋ねをしていただきたいんすが、三点ばかりあります。

一つは、新法人に移管する機会に合理化をやられるんではないかという心配があるわけですね。役職員を含めて百人以上の方々がいるということになりますが、そんなことを考えているのかどうかというのが一つ。

それから二つ目は、内部登用の人事がこれから非常に必要なことだと私どもは思うわけですがれども、そのことについてはどうお考えか。

それから、従前の半働慣行というものをきちっと尊重して、いつでもらいたいと私は考えているわけでありますけれども、その点について理事長のお考えをお示しいただきたいと思うんです。

○参考人(福島深君) 第一点の合理化をするのかというお話をございますが、これは先ほども申し上げましたように、自立化、活性化を図るという趣旨で民間法人化がなされるわけでござりますから、当然事務の合理化は一層進めていかなければならぬ、このように考えておるわけでございまします。ただ、それがすなわち人員整理に結びつくかということになりますと、そういうことはない、私はこのように考えておるわけでございまして、今回の民間法人化に関連して人員整理がなされるとか、そういうことは毛頭考えておりません。

それから、第二点の内部登用の問題でございますが、御指摘の点は全く私も同感でございまして、私たちの検定協会はほとんど検定協会で採用

した職員でございます。したがいまして、内部登用につきましては、従来も私は意を用いたつもりでございますが、今後ともこの点については十分配慮してまいりたい、このように考えております。
それから、第三点の労働慣行の尊重でございま
すが、先ほどもちょっと申し上げましたように、
経営に一段の工夫を加えるということが必要でございまして、それに関連して組合の協力を期待するという面もかなり出てくるのではないか、私は
このように考えておりますけれども、私ども協会におきますいわゆる労使関係というのは極めて正
常である、このように私は考えておりますし、今回
の民間法人化に関連して労働条件に手を加える
ことはないものと、このように考えております。
○上野雄文君 最後に大臣、検定協会もそれなり
に重要な仕事を果たしているわけですよ。ただ
私は、この法律をいろいろ検討し、現場を見たり何
かしてきましたけれども、機械器具にばかり頼つ
ていてもしようがないんで、最後はやはり人間で
すね。那須温泉のホテルの火災も、人間が行って
窓ガラスを割つて出てもらうというような、そう
いうやり方でできたわけですよ。だから今度の法
律のようなことでいじくるよりも、問題はもっと
もっと防災意識といいますか、そういうものが徹
底できるような策が進められていいんだろうと思
うんですよ。臨調が言つたから仕方なしにやつて
いるんでしょうねけれども、しかしそれにしてもこ
ういうふうに次から次へと火災が起つてくるわ
けですから、そういう面に力を入れてほしいなと
私は思うんですが、大臣の御所見はいかがです
か。

○國務大臣(小沢一郎君) 先生まさに御指摘のと
おり、いかに防災、防火あるいは消火の設備をい
いものにしても、どのような手段を講じまして
も、しょせんは人間がそれを管理運用していくも
のでございます。したがいまして、その意味にお
きましては消防庁を通じ、全国の消防機関におき
まして、特にお客様を預かるような施設を有す

人々の火災に対する防火の意識を啓蒙し、徹底させ、絶対事故の起らないよう、そういう指導をすることがすべての根本になつていかなければならぬ、私もそのように考えておる次第であります。したがいまして、今後ともハードの面とソフトの面の両面から徹底していくよう指導してまいりたい、そのように考えております。

○中野明君 大臣に最初にお尋ねしますけれども、中曾根総理は行政改革ということで大変熱心に始められたんですが、どうも最近、経済運営がうまくいかないということで頭がそっちの方に向いたのか、行政改革ということについては非常に消極的にならされているよう私は見受けます。

それで、今回も臨調の答申で、この法律の最初の方のいわゆる日本消防検定協会あるいは危険物保安技術協会、これの改正も出ているわけです。が、もともと行政改革というのは行政の簡素、効率化、これが基本だらうと思います。そうしますと、当然この法律を考えられる以前にこの二つを一つにする、これが行政改革の基本だらうと思うんですね、同じ消防庁で、そして自治大臣が監督するんですから、一つにしたら一番簡素、合理化になると私は思うんです。それを考えられなかつたのかどうか、考えて、どうしてもだめだったのかどうか、その辺どうなんでしょうか。

いずれにいたしましても、技術的な具体的な仕事の内容の点につきましては長官から説明してもうりますが、そのような考え方であつたというふうに理解いたしております。

○政府委員(関根則之君) 消防検定協会につきましては、先生御承知のこととござりますけれども、消防器等の検定を担当する機関でございますし、また危険物保安技術協会につきましては、大型の屋外タンクの事前の試験をやるというようなことで、その業務が全く違います。

それから同じ消防関係とはいいましても技術的なもの、取り扱う人に必要な知識の面でも随分違つてしまります。そういう意味で、それぞれ専門分野が違うものですから、それぞれの分野に責任体制を設けましてやつた方がかえつて本当の責任の持てる仕事ができるんではないか、こういう考え方で、両方似ているから一緒にしたらいいじゃないかといふことに必ずしもならなかつたものというふうに理解しているところでございます。

○中野明君 私も素人ですから、そんなに簡単にいかないということはわかりますが、行政改革といふのは國調が言ったから云々じゃなしに、國調といふのはそんな細かいところまで指図はできません。同じ政府が提案された行政改革の一環として出てきた法律でもこんなのがありますよ。農水省で日本蚕糸事業團と糖化安定事業團を一つにしたんです。蚕と砂糖をです。蚕と砂糖と一緒にするいうて、これは我々とぼけるなというようなことでもあって政府が提案して、國調が言ったからといってやっているんですね。ですから、行政改革というのは、國調がある程度行政の簡素化をしないと言つて、それを受けて行政側が積極的にやつていて初めて行政改革の実が上がる私はず思ふんです。

ところが、今の行政改革を見ていると、國調の言つた都合のいいところだけつまり食いをしてやつているとしかとれない面があるわけです。それであえてお尋ねしたんですが、それなりの理由で今あえてお尋ねしたんですが、それなりの理由

がおありのようですからこれ以上申しませんけれども、蚕と砂糖よりはましらうと思うんです。それは一つで十分できると私は思います。しかし

これはもうこの辺にしておきます。

それで、今回新たに指定機関の制度が導入されるようですが、日本消防検定協会の業務の独占を排して競争原理を導入するということなんですが、消防機器の、相手が出てきたときに検定の安排に支障がないだらうかと、競争をするものですから。その辺はどうのようにお考えですか。

○政府委員(関根則之君) 競争原理を導入して、

指定検定機関におきましても検定ができるという

制度は導入いたしますが、検査あるいは試験の水準を落として今までよりも品質が悪くても構わない、パスさせる、そういうことをねらつたものではございません。いろいろな機構改革をすることによりまして、能率的に企業経営としてやつていただけるような、そういう方面からの経営の効率化を図つたというふうに考えております。

もちろん消防器等の基準そのものは検定協会なり指定検定機関がやることではなくて、私ども役所が政府として、國として責任を持って定める。

その基準に消防器が合っているのかどうかを検査するのが検定協会でありますから、その基準とい

うものは全く変わらない。また、検定のやり方そのものにつきましてもいろいろな基準というものには設けておりますので、それを緩めるということは考えていいわけございまして、安全面で心配だということはないようにしていきたいと考えております。

○中野明君 それでもう一つは、先ほど理事長もお答えになつておきましたが、今後、検定協会が運営していくその運営費用は手数料で賄われる、こういうことになるようですが、そうしますと、今回の改正で手数料がアップする、そういう心配はないでしょうか。その辺はどうでしようか。

○政府委員(関根則之君) 直接心配かなと思われるのは、民間法人になりますので税金がかかります。特に固定資産税が、従来からある償却資産等

については非課税になつておりますけれども、土地等につきましては六分の一の課税標準で課税をされるということになりますので、その面の経費が、消防機器の、相手が出てきたときに検定の安排に支障がないだらうかと、競争をするものですから。その辺はどうのようにお考えですか。

○政府委員(関根則之君) 競争原理を導入して、指定検定機関におきましても検定ができるという

制度は導入いたしますが、検査あるいは試験の水準を落として今までよりも品質が悪くても構わない、パスさせる、そういうことをねらつたものではございません。いろいろな機構改革をすることによりまして、能率的に企業経営としてやつていただけるような、そういう方面からの経営の効率化を図つたというふうに考えております。

もちろん消防器等の基準そのものは検定協会なり指定検定機関がやることではなくて、私ども役所が政府として、國として責任を持って定める。

その基準に消防器が合っているのかどうかを検査するのが検定協会でありますから、その基準とい

うものは全く変わらない。また、検定のやり方そのものにつきましてもいろいろな基準というものには設けておりますので、それを緩めるということは考えていいわけございまして、安全面で心配だということはないようにしていきたいと考えております。

○中野明君 ぜひその辺はよくお願ひをしたいと

思います。

それで、次の問題なんですが、消防庁は、大きな火災事故があるとすぐその直後に総点検といいますか、過去にも大阪の千日前とか、熊本のデパート、あるいは川治温泉、今回も熱川とか、東京でもニュージャパンがありましたね。そういうことで総点検をなさるんですが、総点検をなさつて不備とかあるいは実態が明らかになつくるんですけれども、一向改善されていないという感じがしてなりません。

今回また、東京消防庁で総点検されて、その資料をいたいたいんですが、木造の収容三十人以上のいわゆる旅館、ホテルで四三%に不備欠陥がある、三十人未満は三三%というような報告がなされているんです。確かに、不備欠陥を指摘され

たわけござります。まことに残念なことで、これまでけれども、一向改善されていないという感じがしてなりません。

今回また、東京消防庁で総点検されて、その資料をいたいたいんですが、木造の収容三十人以上のいわゆる旅館、ホテルで四三%に不備欠陥がある、三十人未満は三三%というような報告がなされています。確かに、不備欠陥を指摘され

たわけござります。

○中野明君 そこでもう一つは、先ほど理事長もお答えになつておきましたが、今後、検定協会が運営していくその運営費用は手数料で賄われる、

こういうことになるようですが、そうしますと、

今回の改正で手数料がアップする、そういう心配はないでしょうか。その辺はどうでしようか。

○政府委員(関根則之君) 直接心配かなと思われるのは、民間法人になりますので税金がかかります。特に固定資産税が、従来からある償却資産等

なんですかとも、した後そのままだといふんじやないであります。そこらへんに、徹底して絶えず注意を喚起しておられますように、最近の火災は、火災が発生したら必ず死人が出ています。そういうことを考へると、お金を取りて人を泊めるんじやないものと考へております。

○政府委員(関根則之君) 御指摘をいただきまして、東京消防庁におきまして東京都の緊急の一斉検査を実施いたしまして、千二百九十件はどの対象物を検査いたしましたところ、お話をありますか、過去にも大阪の千日前とか、熊本のデパート、あるいは川治温泉、今回も熱川とか、東京でもニュージャパンがありましたね。そういうことで総点検をなさるんですが、総点検をなさつて不備とかあるいは実態が明らかになつくるんですけれども、一向改善されていないという感じがしてなりません。

今回また、東京消防庁で総点検されて、その資料をいたいたいんですが、木造の収容三十人以上のいわゆる旅館、ホテルで四三%に不備欠陥がある、三十人未満は三三%というような報告がなされています。確かに、不備欠陥を指摘され

たわけござります。まことに残念なことで、これまでけれども、一向改善されていないという感じがしてなりません。

今回また、東京消防庁で総点検されて、その資料をいたいたいんですが、木造の収容三十人以上のいわゆる旅館、ホテルで四三%に不備欠陥がある、三十人未満は三三%というような報告がなされています。確かに、不備欠陥を指摘され

たわけござります。

○中野明君 そこでもう一つは、先ほど理事長もお答えになつておきましたが、今後、検定協会が運営していくその運営費用は手数料で賄われる、

こういうことになるようですが、そうしますと、

今回の改正で手数料がアップする、そういう心配はないでしょうか。その辺はどうでしようか。

○政府委員(関根則之君) 直接心配かなと思われるのは、民間法人になりますので税金がかかります。特に固定資産税が、従来からある償却資産等

象物の絶滅を期して今後とも努力していただきたいと考えておるところでございます。

○中野明君 一つの方法として、以前にもなされたことがあるんじやないかと思うんですが、そういう大規模なところで、ホテルニュージャパンのようにああいう横着なことをしているホテルは名前を公表して、そして注意を促すとか、何か強硬手段をとらないと、今御答弁にもありましたように、特別検査が済んだらやれやれということでも手を抜く、こういうことでは事故の絶滅にはならないものと考へております。

○政府委員(関根則之君) 御指摘をいただきまして、東京消防庁におきまして東京都の緊急の一斉検査を実施いたしまして、千二百九十件はどの対象物を検査いたしましたところ、お話をありますか、過去にも大阪の千日前とか、熊本のデパート、あるいは川治温泉、今回も熱川とか、東京でもニュージャパンがありましたね。そういうことで総点検をなさるんですが、総点検をなさつて不備とかあるいは実態が明らかになつくるんですけれども、一向改善されていないという感じがしてなりません。

今回また、東京消防庁で総点検されて、その資料をいたいたいんですが、木造の収容三十人以上のいわゆる旅館、ホテルで四三%に不備欠陥がある、三十人未満は三三%というような報告がなされています。確かに、不備欠陥を指摘され

たわけござります。まことに残念なことで、これまでけれども、一向改善されていないという感じがしてなりません。

今回また、東京消防庁で総点検されて、その資料をいたいたいんですが、木造の収容三十人以上のいわゆる旅館、ホテルで四三%に不備欠陥がある、三十人未満は三三%というような報告がなされています。確かに、不備欠陥を指摘され

たわけござります。

○中野明君 そこでもう一つは、先ほど理事長もお答えになつておきましたが、今後、検定協会が運営していくその運営費用は手数料で賄われる、

こういうことになるようですが、そうしますと、

今回の改正で手数料がアップする、そういう心配はないでしょうか。その辺はどうでしようか。

○政府委員(関根則之君) 直接心配かなと思われるのは、民間法人になりますので税金がかかります。特に固定資産税が、従来からある償却資産等

その企業でまた耐震、耐火の研究をしている。なかなか進んでいるんです。

国立の消防研究所ということになりますと、やはりもうちょっと人に見せるような、見てもらいたいぐらいの誇れるようなものにしてほしい。財政がこんなときですから苦しいのはわかりますが、それでも、どう見ても人件費よりも研究費が半分とは言いませんけれども、一遍大臣研究してみたいただきたい。とてもじゃないがこれで何の研究ができるだろうかと思います。これは大蔵省の財布がかたいんでしようけれども、行政改革というのを要らぬところは減らしてほしいんですね。けれども、要るところには思い切ってやるというのを要らぬところは減らしてほしいんですね。

これがこんなときですから苦しいのはわかりますが、それでも、どう見ても人件費よりも研究費が半分とは言いませんけれども、一遍大臣研究してみたいただきたい。とてもじゃないがこれで何の研究ができるだろうかと思います。これは大蔵省の財布がかたいんでしようけれども、行政改革というのを要らぬところは減らしてほしいんですね。けれども、要るところには思い切ってやるというのを要らぬところは減らしてほしいんですね。

○國務大臣(小沢一郎君) 確かに、先生御指摘のとおり、研究所という名前がついてそこでいろいろやっている以上、その研究費全部よりも人件費が多いということでは本来の研究を十分にやることができるのではないかという感じは私もいたすわけですが、その少ない中で一生懸命やっておられます。消防は、人命そして財産、これが預かるものでございますから、今後、先生の御指摘を念頭に置きまして、この点につきましては十分配慮するように努力してまいりたいと思います。

○中野明君 要するに、地方ではとても金がかかってできないというような大事な研究を國の力でやるということですから、その辺をぜひお願ひしておきたいと思います。

それから、次の問題として、消防組織法が変わりました、所掌事務に国際協力に関する事項を加えられたというんですか、国際協力の事項を加えなければならないという理由特にそういう理由が発生したというのは、ブラジルとかああいうところの関係でしょうか。

○政府委員(関根則之君) 今回、所掌事務に係る

国際協力に関する事項を入れさせていたく案を御審議いただいているわけでござります。

それとも、これは直接国際消防救助隊に関連するものではございませんで、從来から実は技術協力のような形で、ブラジルに対しましてJICAを通じまして、日本の財源で消防学校の訓練塔などを建設し、その訓練のやり方等を指導したことがござります。

また、もう既に、一昨年の秋になりますが、シンガポールにおきまして、予防関係の将来のシンガポールの法制制度、予防制度というものをつくりたいんで技術援助をしてください、こういう依頼がありました、当時の消防大学校長をキャップにいたしまして、たしか五人ほどの班で三週間ほど現地へ行きました、シンガポールにおきます将来の火災予防の基本的な骨組み等につきまして提言をしてきたことがござります。そういったことを

消防の面では結構あちこちでやつておるわけでございます。

また、搬送いたしました救急患者のうち、いわば病院へ連れてきまして、病院の診察の結果、軽傷である、程傷というのは入院治療の必要はない、その場でちょっと手当てをしてすぐ帰していただける、その程度のものを軽傷と呼んでいるようございますが、そういう方は四十二万九百五十六人ということですから、搬送いたしました患者の四割程度、四一・六%ということとございまして、この割合は、ここ数年来、それはどうり変動しております。ふえても減つてもいい。多少減少しつつあるかなという感じでございます。

したがって、世間でよくタクシーがわりというふうに言われるんすけれども、先生もお話をございましたように、救急車で来てくれと言われて、お医者さんが診れば軽い病気かもしれないけれども、本人は一生懸命かけてよこすわけですし、家族の方も本当に心配して、救急車早く来てくださいと言つて呼ぶわけですから、あなた本当に重病車の出動は全国で一体どれくらいあるんだろうか、東京都でどれくらいの救急車の出動回数になっているんだろかということを、わかりました

わりに使われたとか、そういう批判もあるんであります。しかしながら、なかなかその判定は難しいんであります。

ふうに書いておられます、全国がわからなければ東京でも結構ですが、救急車の出動回数がどれくらいのもので、そしてそれがわからなければ東京でも結構ですが、全国がわからなければ東京でも結構ですが、救急車の出動回数がどれくらいのもので、そしてそれを建設し、その訓練のやり方等を指導したころうか、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(関根則之君) 最近の数字といたしますことは、昭和五十九年度の数字がございますが、全国で総出場件数は二百二十五万五千百十三件となりてござります。一日平均六千百六十二件、約十四秒に一回ずつ全国どこで救急車が出でるということのようでございます。また、東京におきましては、最近は年間三十万件を超しているという報告が来ております。

また、搬送いたしました救急患者のうち、いわば病院へ連れてきまして、病院の診察の結果、軽傷である、程傷というのは入院治療の必要はない、その場でちょっと手当てをしてすぐ帰していただける、その程度のものを軽傷と呼んでいるようございますが、そういう方は四十二万九百五十六人ということですから、搬送いたしました患者の四割程度、四一・六%ということとございまして、この割合は、ここ数年来、それはどうり変動しております。ふえても減つてもいい。多少減少しつつあるかなという感じでございます。

したがって、世間でよくタクシーがわりと

用の仕方といいますか、その辺のところを国民の皆様によく理解をしていただけます。

一台自分で使つておられる、もしたまた同じ時刻に重篤な患者が出てきた場合にそちらへ行くことができませんよ」という、その辺のところを住民の皆さんによくPRするように、わかつてもらえるようにと消防署にも指導しているところでございますが、少しうつそれがわかつてもらえてきているのかなという数字上の状況であろうと思います。

いずれにいたしましても、その問題は非常に重要な問題でございますので、今後とも検討課題にさしていただきたいと思います。

○中野明君 今のお話にもありましたように、十四秒に一回ぐらいた全国で出動しているということですから大変な数ですが、これは今、長官が答弁なされたように、判断というのは非常に難しいことなんですから、これなかなか難しい問題だな

と私も思います。

今のお話で素朴な質問なんですかね、病院へ行って、軽い病気で入院の必要がないと言わ

た人は、まだ連れて帰るんですか。その辺どうな

んでですか。

○政府委員(関根則之君) お帰りは御自分でお帰

りいただごとにになっております。

○中野明君 そうすると、連れていっただけで、搬送手段がなかつたらかわいそうですね。

なかなか難しい問題でしようけれども、とにかくタクシーがわりに使われているという批判もあ

りますので、救急車の出動回数なんかは何かの機

会にできるだけ発表して、そしてマスメディアを

通じて、今おつしやつたように、自分が占領して

いる間に、もしかの重病人が出たときは間に合

わぬのですから、そういうこともあるという意味

のPRが必要じやないかなという感じがいたしま

す。大臣にそれをお答えいただけ、終わりま

す。

○國務大臣(小沢一郎君) これは急病あるいは本當に重い人のためにお互いが助け合い、協力す

とができる。」というのがござりますね。これは國が責任を負う上で非常に大事な規定ですが、この規定は今度の改正ではこのまま残るんですか。

○政府委員(関根則之君) 今回は、この規定につきましては手を入れておりませんので、そのまま存続するということです。

○橋本新君 そこでもう一つ、これに関連して確認しておきたいのは、今度は競争原理を導入して指定検定機関を置きますね。この指定検定機関に対する自治大臣の監督は、この二十二条の四十八ですと明らかに協会に対する監督権、こうなつておりますが、指定機関に対する監督権はどうなりますか。

○政府委員(関根則之君) 指定検定機関に対する監督につきましては、新たに第二十二条の五十五という規定を設けまして、先生お手持ちの資料の四十八ページになると思いますが、「自治大臣は、検定等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対し、検定等の業務に關し監督上必要な命令をすることがであります。」こういうことにしておりますので、ほぼ検定協会と同様な規定が置かれ、監督ができることになつております。

○橋本新君 そうしますと、國がこういうことで監督の責任はともに果たしていく、こうなりますと、競争原理を導入するという積極的な意味はどこにあるんですか。

○政府委員(関根則之君) これは組織論一般から出てきた議論だと思いますけれども、人間というのは業務独占をいたしますとどうしても独占の上にあぐらをかいてしまうという傾向がございますので、お互いに競争させることによって自分みずからも励ましながらお互いに能率的、効率的な経営ができる、こういうことでそういう制度を導入することとしたものでございます。

○橋本新君 それは、國が責任を負う、國民に対する安全確保あるいは信頼性確保という業務から見れば、競争原理の導入ということは私はよきわしいものじゃないと思うんですよ。今の長官の答

井でも、私は積極的なメリットが、なるほどなどいうように積極的に理解できないですね。それよりも、私がその次に心配するのは、この競争原理の導入ということと絡んで、経営の効率化ということから手数料の増大ということに向かわざるを得ない、そういうことがむしろ心配になつてくる。

なぜそうなるかといいますと、今度は政府出資現金三千万、土地五千万、これを返さなくちゃならぬということに加えて、今度は手数料は実費を勘案して政令で決める、こうなりますね。これが競争原理で安くなければいいんです。しかし、手数料は政令で決めるんですから競争原理で安くする機能も働かねのですよ。むしろ、逆に今度は政令で統一的に経営効率化ということで手数料が高くなる可能性、おそれの方がよりあるという状況に変わつてござるを得ない、私はこう見ているんですが、どうお考えになりますか。

○政府委員(関根則之君) 確かに、手数料は実費を勘案いたしまして政府の方で決めることになりますけれども、その実費というのは、いわば競争原理の導入の結果仮に二つの協会ができるたとしますけれども、その協会が両方とも一生懸命競争をしながらコストを下げて検定をするということができるようになつたとしますと、その安くできるようになつた実費をもとに政令に規定をいたすことになるわけでござりますので、そういうことを通じてできるだけ手数料を上げないで済む、下げることはなかなか難しいとは思いますが、コストが安くなるということであればそういう方面に努力をしていく、そういう効果を期待していきたいといたします。

○橋本教君 長官、それは大変な形式論ですよ。安くなることを競争はしないですよ、絶対に。むしろ、政令で決めるという実費の勘案の仕方につけでは、資金計画もあるいは借入金計画も自治大臣の承認なしに自由にできるようになるんですから、コストアップになつていくことは避けられないですよ。コストアップになつっていくことをチエ

ツクできないんです。今度は資金計画を出させないから、借入金も自由にできるからということでお抜け穴があるということで問題が残るんですよ。それからもう一つの問題として、今度は経営の効率化ということになれば、先ほど理事長は職員の皆さんの労働条件は低下させないとおっしゃつたけれども、長官として職員の労働条件低下に絶対ならぬという保証があると思われますか。経営の効率化ということでやっていく場合に、政府からの出資金はなくなって、返さにやならぬ、手数料も政令で抑えられる、経営の効率化とはどこをやるんだ、こうなれば、人員の採用を減らす、あるいは時には労働強化になってくることもある、新規採用を抑えていくどころか、これは国鉄じやありませんけれども人員整理も出てこないという保証はない。そういう面からいって職員の皆さんの労働条件の確保、将来的に見ていくといふ点からいっても私は問題が残ると見てているんですが、どうお考えでしょうか。

うことでどうなるかという問題はまだ残ります。今の答弁では納得できませんので、また適当な機会に検討したいと思います。

時間がありませんので次の問題に移ります。

先ほどもお話をございましたが、今度新たに国際協力をこの法案で明記したことあります。さようは外務省にもお願いしておりますが、さきのコロンビア噴火の大災害のときにも救助隊の海外派遣が問題になつて、閣議でも自治大臣、外務大臣も報告をされ、議論をされた経過がございますが、あのときの考え方を具体的にお述べいただきたいと思います。

○政府委員(閑根則之君) 昨年の九月にメキシコで地震が起りまして、そのときに日本から医療チームが現場へ参りました。帰つてまいりましたお医者さんの報告を、実は、私ども前々から救急業務関係でお世話になつてゐる先生だつたものですから、お聞きいたしましたら、ああいう大災害のときには単にお医者さんだけを派遣したんじゃだめだ、やはり救助隊を入れて、埋まつているところから引き出してきてそれをお医者さんに診せねば意味がない、こういうお話を承りましたけれどもそのとおりだと思つたわけでございます。

したがつて、そういうことがもし仮にあつたら消防としては準備をしておいて出られるような態勢をとろうではないかという態勢をとつております。したところへコロンビアのネバドルルイス火山の噴火が起りまして、必要があれば私どもは出せる用意がありますよということを外務省に御連絡を申し上げ、外務省の方でもその必要があるかどうか御検討いただいたんですが、最終的には現地の状況判断等もあつたんだと思いますが、今回は出てもわざなくともよろしいということになつたわけでございます。

その後も引き続き、地球の裏側の事件じやなしに、日本の近辺で何か大きな灾害等があつた場合には、日本にあるそういう救助隊の出動というものも必要じゃないか、そのための準備をするの

が消防人としての務めではないかということで検討してきました。幸い外務省の方との連絡も十分よくとれまして、昨年の暮ら

の十二月二十七日の閣議におきまして、時間がありませんから詳しくは申し上げませんが、外務大臣が発言をされ、それに伴いまして自治大臣から、これに協力して消防サイドとしても対応し、国際消防救助隊の派遣につきましても十分対応していくべきだ、協力していくべきだ、こういう発言をしたところでございます。

そういうふた各種の援助協力を行つたわけでござりますが、ただいまも御説明がございましたように、やはり我が国が持つておりますすぐれた救助能力というのも国際的なこういった場合に活用がなされ得るべくではないかという指摘がございまして、私どもに対しましては外務大臣の方から、コロンビアの場合には特に消防庁の方から協力の申し出もあつたことでもあり、その組織化について至急検討するようとにいう御指示がございまして、それを受けまして鏡観検討を進めてまいり、先ほどのようによく昨年の十二月の二十七日に閣議の報告ということで緊急災害援助体制の整備の途についたところでございます。

いたものも活用できるということで協力を呼びかけておりますけれども、現在のところ専門を持ったおられる百七名の隊員の方たち、O.B.の方々が参加の意思を表明して、これもリスト化されておるということをございます。

それから、四番目の柱が復旧対策、あるいは灾害の防止、こういった分野における専門的な方々でございますが、国土庁であるとか建設省、運輸省、気象庁等の全部で十四省庁と緊密な連絡をとつておりますし、課長レベルでの連絡担当官を目指いたしまして、必要に応じ緊急に連絡をとり、対応するという体制を整えております。

最後に、特に救助隊の派遣に際しましてはいろ

て全国の消防本部に呼びかけまして、協力体制がかかるかとれないか、協力する意思があるかどうかということで意向調査をいたしましたところ、三十三都市におきまして積極的に協力したいといふ意向の申し出がござります。人数にいたしまして三百九十人のあらかじめの国際消防救助隊の登録希望が出てきているところでございます。

私どもいたしましては、現に実際の消防機能の中でも日々訓練はいたしておりますけれども、国際消防救助隊に参加するという観点からの訓練もお願いをしているところでございますし、また近く、四月に入りましてからでございますが、全国の消防に集まつていただきまして、やや大がかり

御承知のとおり、昨年九月、それから十一月にそれぞれメキシコ、コロンビアで地震あるいは火山の大きな災害がございました。それに対しまして我が国は、メキシコの地震の場合には百二十五万ドルの緊急災害援助あるいは五千万ドルの緊急融資というものを提供し、かつ医薬品その他の機材も手を貸してまいりました。さうございまして、

それで、その後外務省が中心になりまして消防庁、警察庁、全部で十四省庁の関係がございますけれども、体制の具体的な整備について検討してまいっておりますし、今後もさらに続ける必要があるわけでございます。現状を御報告させていただきますと、まず四本柱がござりますけれども、だいぶ手短くお話をさせていただきます。

いろいろ必要な資機材の運送、運搬というものがござります。これにつきましても運輸省の積極的な協力を得まして、必要に応じてチャーター便の活用もできるよう、今その具体的な検討を進めておるというのが現状でございます。

○橋本教君 今の関係十四省庁、ちょっと全部言つて、ござりますよ。

になりますけれども合同訓練を実施して、準備態勢、技量の向上、それからお互いの連絡体制、そういうものをしっかりとしていくというふうに考えておられるところでございます。

の担当も行つてきただれでござります
療チームの派遣、あるいは地震、通信、建設、防
災、こういった各種の専門分野におきまして専門
家を合計五十一名になりますけれども派遣いたし
ました。

在で医師・看護婦あるいは薬剤師等専門家二百七十四名が常時登録されておりまして、緊急事態にいつでも、この中から都合のつく方が必要に応じて派遣できるような体制がができております。それから、二番目の点は国際当番体制で、二

○説明員(大島賢三君) 十四省庁を申し上げますと、外務省、国土庁、警察庁、科学技術庁、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、海上保安庁、気象庁、郵政省、建設省、消防庁、以上二十六省、市、支局。

これ自体は必要なことではあるし、また大いにやる
なくちやならぬと私は思いますね。

こうした各種の機関には文しましては、ヨギシニ西府・國民から非常に高い評価を得ている。特にこ
ういった専門分野についての長い協力をしてくれたのは日本だけであるというようなこともあつたのだと思
いますが、大変に高い評価を得ておるわけでござります。

それが新しい部分でござりますけれども、これも消
防厅あるいは警察厅、場合によりましては海上保
安厅、こういった機関の協力を得まして、現在、
その派遣、編成、あるいは必要な機材等の問題に
つきまして細かい事務的な検討と詰めを行つてお

○橋本敦君 今のような体制に呼応して、消防庁長官としても全国消防会への依頼書等を発送されて体制準備をされておると思いますが、その概要を簡単に説明してください。

○政府委員(関根則之君) 海外への救助隊の派遣

現在、十四省庁の中に防衛庁は入っていないわけですけれども、これは本当に純然たる平和的国際協力活動ですから、自衛隊の派遣に道を開くといふようなことがあつてはならぬ、こう私は思つてゐました。

それからコロンビアのときにも、百二十五万ドルの緊急災害援助等を出しますと同時に、医療チーム八名、それから青年海外協力隊のOBチーム四名、これは土木とか看護とか、そういうたぐいの専門分野でございますが、こういった人の派遣も行い、また火山灾害対策の専門家チーム、これは七名でございますが、人の面だけおきましても合計十九名を派遣いたしまして災害に對する援助を行つたということでございます。

る、こういう状況でございます。
それから、三番目の柱は青年海外協力隊の帰国隊員のチームで、御承知のように、海外でいろいろな経験、特に途上国での経験を積んで日本に帰つておられる方々でござりますが、こういったチームを派遣します場合に、あるいは通訳として、あるいは相手國側とのいろいろな調整の仕事が非常に大事になるわけでございますが、あるいはそれそれが持つておられる専門的な技能、こう

システムは完全な形ではまだ上がりつておりませんが、これが上がりました段階では、いつどんなことがあるかわからない、でき上がつておつて、仮に消防部隊が派遣できないということになりますと大変なことになりますので、いついかなる時点で出ていけという要請が来るかわからぬということを前提にいたしまして、私どもは準備態勢だけはおさおさ怠りないようく進めているつもりでございますし、現に進めております。そし

いるわけです。その点について、今十四省庁には入っておりませんけれども、一端の責任を負われた大臣として、将来、こういう国際協力が、今度の改正を一つの契機にして、今、私が指摘したような自衛隊の海外派遣ということはあり得ないと思うんですが、最後に大臣の御見解を承っておきたいと思います。

○國務大臣（小沢一郎君） 今、検討されておりますのは、消防庁、外務省の両方からお話をあります

—

したが、国際國家となりました日本が、純粹に国際的にお互いに災害等について協力していくためのものである。したがいまして、防衛庁は今これに参加しておりませんし、その問題はまた別の議論である、私はそのように考えております。

○橋本教君 私どもとしては、国際協力は結構ですが、自衛隊の海外派遣に道を開くようなことになつては筋が違うということを表明しておきました。もう時間が参りましたから質問を終わります。

○委員長(増岡康治君) 委員の異動について御報告いたします。

上條勝久君及び古賀雷四郎君が委員を辞任せられ、その補欠として岩本政光君及び海江田鶴造君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございません。

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。

○橋本教君 私は、日本共産党を代表して、消防法及び消火組織法の一部を改正する本法律案に反対の立場で討論を行います。

この改正案の主な改正点の一つは、臨調最終答申に基づいて日本消防検定協会及び危険物保安技術協会を民間法人化しようとするものであります。政府は、その理由として、国の関与の縮小による経営の効率化を挙げております。しかし、今回の改正内容に見る日本消防検定協会からの政府出資金の撤回、同協会以外の民間法人にも検定業務をやらせるという競争原理の導入、そして両協会の資金計画等に対する自治大臣の認可承認の废止等は、協会の業務の中に必然的に採算性を持ち

したが、国際國家となりました日本が、純粹に国際的にお互いに災害等について協力していくためのものである。したがいまして、防衛庁は今これに参加しておりませんし、その問題はまた別の議論である、私はそのように考えております。

○橋本教君 私どもとしては、国際協力は結構ですが、自衛隊の海外派遣に道を開くようなことになつては筋が違うということを表明しておきました。もう時間が参りましたから質問を終わります。

心の運営がこれから主導的になっていくことは目に見えております。

そういたしますと、本来、消防用機械器具の検定やタンク設置に当たっての審査等、これは採算性よりもむしろまず国民の生命と財産を中心と考えるべきものであります。したがって、從来から

国が直接実施するとか、あるいは特殊法人にして法律に基づく認可法人によって国が金も出し、役員も任命し、責任もとるという体制でやってきたものでございまして、私はこういう体制こそ国民

に対し責任を負う立場だと思います。こういう意味で、国の責任をあくまでとるという答弁ではありますけれども、多くの問題を残し、国の責任をむしろ軽んずる方向にいかざるを得ない今回

の法案の改正については、我が党は基本的な立場を反対するものであります。

次に、この改正案は、日本消防検定協会の行う試験やあるいは検定の手数料について、従来からある政令で定めるとする規定に、「実費を勘案して」というのをわざわざ加えることにしています。が、これについて政府は、他の法令の使用料、手数料等も同様の定めがあると言つております。しかし、こうした「実費を勘案して」と、こういうことを定めると、いう法改正があちらこちらでやられた結果、使用料、手数料の値上げが激化している、これも事実であります。さらに、前述のようないくつかの定めがあるわけでありまして、そういう意味においてこの値上げが、最終的には消費者である一般国民の負担増加につながるものであることを懸念いたしまして、これを考慮いたしまして、この改正案についても反対であります。

○橋本教君 この改正案には、このほか、救急問題もつともこの改正案には、このほか、救急問題

において救助活動に必要な装備をした消防隊の配置、危険物の移送中の事故に対する通過市町村長の措置命令等、現在の実情に即した必要な法整備も含まれていることはもちろんであります。

我が党はこれらの必要な改正までも否定するものではありませんけれども、今申し上げましたような基本的な観点に立つて、本案には反対の態度を表明するものであります。

なお、最後に一言付言をいたしますが、本法案の審議については、いま大臣の所信に対する質疑も行われず、あるいは現在、日切れ法案の処理はともかくとしても、予算審議中であり、三月十五日に政府が提案してまだ日もない状況でありますので、参議院先議といえども十分な審議を要するものと思いますが、この点については理事会等でも、各党の理事の皆さんも含め、委員長も先例とはしないという御発言をいただいておりますので、今後その点についての御配慮をお願いして、討論を終わります。

○委員長(増岡康治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(増岡康治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(増岡康治君) それでは、これより採決に入ります。

消防法及び消火組織法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(増岡康治君) 「賛成者挙手」

○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よつとと決議いたしました。

○委員長(増岡康治君) この際、佐藤君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

○佐藤三吾君 案文を朗読いたします。

消防法及び消火組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

法律案に対する附帯決議案

は、検定業務の確実な実施を図るために、同協会の経営基盤の安定の確保に努めるとともに、検査制度の適正な運営の維持に十分配慮すること。

二 救急業務の実施に当たっては、救急医療体制の充実強化を図り、いやしくも人命の保護に遺憾のないよう万全を期すること。

三 救助業務の実施体制を整備するため、財政措置について配慮すること。

四 最近における火災による死者の現状にかんがみ、防煙対策等の充実について一層の推進を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ満場一致御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(増岡康治君) 「賛成者挙手」

○委員長(増岡康治君) 全会一致と認めます。よつて、佐藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小沢自治大臣。

○國務大臣(小沢一郎君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしました。

○國務大臣(小沢一郎君) ただいまの附帯決議にて対処してまいりたいと考えております。

いろいろと御審議を賜り、委員長初め委員先生方に厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長(増岡康治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(増岡康治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案

二、道路交通法の一部を改正する法律案

三、道路交通法の一部を改正する法律案

四、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

五、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

六、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

七、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

八、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

九、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十一、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十二、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十三、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十四、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十五、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十六、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十七、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

十八、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

（時間制限駐車区間）
第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」といいう。）について、当該時間制限駐車区間ににおける駐車の適正を確保するため、パーキング・メータ（総理府令で定める機能を有するものに限りる。以下同じ。）を設置し、及び管理するものとする。

（時間制限駐車区間）
二 公安委員会は、時間制限駐車区間にについて、道路の構造その他道路又は交通の状況から判断してパーキング・メータを設置することが適當でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、パーキング・チケット（総理府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他総理府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で総理府令で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理することができる。

（時間制限駐車区間）
三 車両は、時間制限駐車区間ににおいては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

（時間制限駐車区間）
四 車両は、時間制限駐車区間に駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号に規定する路上駐車場（以下この条及び百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

（時間制限駐車区間）
二 車両は、時間制限駐車区間ににおける車両（以下「時間制限駐車車両」といいう。）について、当該時間制限駐車車両の付記中「第一百十九条の二第一項第二号」を「第一百十九条の二第一項第四号」に改める。

（時間制限駐車区間）
三 車両は、前条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同条第二項のパーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

（時間制限駐車区間）
四 車両は、時間制限駐車区間に駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号に規定する路上駐車場（以下この条及び百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

（時間制限駐車区間）
二 車両は、前条第一項のパーキング・メーター及び第二項のパーキング・チケット発給設備設置の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を総理府令で定める者に委託することができる。

（時間制限駐車区間）
三 車両は、前条第一項の「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」に改め、「認められるとき」の下に「又は車両の第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間に

区間に於いて駐車する車両の適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（時間制限駐車区間）
四 公安委員会は、第一項のパーキング・メーター及び第二項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を総理府令で定める者に委託することができる。

（時間制限駐車区間）
五 警察署長が公安委員会の定めるところにより駐車を開始することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができない。この場合において、車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

（罰則）
二項、第三項及び第五項後段についてはは第一百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第四項についてはは第一百十九条の二第一項第三号、同条第二項（罰則）

（時間制限駐車区間）
二 車両は、時間制限駐車区間に駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号に規定する路上駐車場（以下この条及び百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている場合における停車の特例）
三 車両は、前条第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規定にかかわらず、停車することができる。

（時間制限駐車区間）
二 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第五項及び第六項に規定する路上駐車場（以下この条及び百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

（時間制限駐車区間）
三 車両は、時間制限駐車区間に駐車場法第五項及び第六項に規定する路上駐車場（以下この条及び百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

（時間制限駐車区間）
二 車両は、前条第一項の「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」に改め、「認められるとき」の下に「又は車両の第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間に

（時間制限駐車区間）
三 車両は、前条第一項の「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」に改め、「認められる場合に限る。」を「以下この条」の下に「及び次条」を加え、「又は当該車両」を「若しくは当該車両」に改め、「移動すべきこと」の下に「又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきこと」を加え、同条第十七項中「第五項後段及び第六項から第十五項を「第八項後段及び第九項から第十八項」に、「第五項後段の」を「第八項後段の」に、「第六項中「又は使用者」とあるのは、占有者」を「第九項中「所有者等に対し」とあるのは、所有者、占有者に改め、「権原を有する者」の下に「以下この条において「所有者等」という。」に対し「所有者等」とあるのは、所有者等又は使用者等とあるのは、所有者等と読み替える」に改め、同項を同条第二十項とし、

同条第十六項中「第七項」を「第十項」に、「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第六項後段」を「第九項後段」に、「第五項後段」を「第八項後段」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「負担金」を「負担金等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「までに負担金」を「における負担金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項に後段として次のように加え、同項を同条第十五項とする。

この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び手数料(以下「負担金等」という。)を加え、「国税滞納処分の例により、負担金」を「地方税の滞納処分の例により、負担金等」に、「おける負担金」を「における負担金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項に後段として次のように加え、同項を同条第十五項とする。

この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び手数料を徴収することができる。

第五十一条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第三項、第五項又は第六項」を「第六項後段」に改め、同項を同条第十一項とし、同条三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第五項後段」を「第六項後段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)」を「所有者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項とし、同条第三項中「第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいないときは、第三項の規定により標章を取り付けられた車両については、「措置をとり」を「措置を探り」に、「見えない」を「見えない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がないために、当該運転者等に対しても

同項の規定による命令をすることができないとときは、警察官等は、当該車両の所有者又は使用者(以下この条及び次条において「所有者等」という。)に対し、直ちに当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべき旨及びこれらの措置を執ったときは速やかに当該警察官等又は当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその事実を申告すべき旨を告知する総理府令で定める標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けた標章を取り除かなければならない。

4 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、前項の規定により車両に取り付けられた標章を取り除かなければならない。

5 一 前項の警察官等又は警察署長が当該車両の所有者等から同項の規定による告知に係る措置を執った旨の申告を受けた場合においてその事実を確認したとき。 当該警察官等又は警察署長

二 警察官等が当該車両につき第六項の規定による指揮を採り、又は同項の規定による移動を行つたとき。 当該警察官等

三 警察署長が当該車両につき第八項の規定に

第二十項において準用する場合を含む。)の規定による車両(積載物を含む。以下この条において同じ。)の移動及び保管に係る事務(警察署長が前条第八項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。)の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定車両移動保管機関」という。)に行わせることができる。

2 公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、指定車両移動保管機関に對し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 公安委員会は、指定車両移動保管機関が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 指定車両移動保管機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、車両移動保管事務

5 に関する知識を漏らしてはならない。

6 車両移動保管事務に從事する指定車両移動保管機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に關しては、

法令により公務に從事する職員とみなす。

7 指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は所有者等が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、指定車両移動保管機関は、負担金につき年十四・五パーセントの割合

により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料の納付を求めることができる。

8 前項の規定による督促を受けた者がその指定期間までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料(以下この条において「負担金等」といいう。)を納付しないときは、指定車両移動保管機関は、警察署長に対し、その徴収を申請することができる。

9 警察署長は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたときは、地方税の滞納処分の例により負担金等を徴収するものとする。この場合においては、指定車両移動保管機関は、警察署長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該警察署の属する都道府県に納付しなければならない。

10 前条第九項から第十三項まで、第十六項後段、第十七項及び第十八項(これらの規定を同条第二十項において準用する場合を含む。)並びに第十九項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に關して準用する。この場合において、同条第十三項中「第二項、第六項、第八項」とあるのは「第八項」と、同条第六項後段中「負担金等」とあるのは「第八項の負担金等」と、同条第十七項中「負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする」とあるのは「第八項の負担金等は、当該指定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第十九項中「政令で定めるところにより」とあるのは「当該警察署長に対し」と、「嘱託しなければならない」とあるのは「嘱託するよう申請しなければならない」とあるのは「嘱託するよう申請しなければならない」とある。この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該申請に係る登録をこれらの方に嘱託しなければならない」と読み替えるものとする。

11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する前条第十項及び第十一項(同条第二十項において準用する場合を含む。)の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受け

(指定車両移動保管機関)

第五十一条の二 警察署長は、前条第八項(同条

なければならない。

- 12 指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る処分については、公安委員会に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

- 13 前各項に定めるもののはか、指定車両移動保管機関及びその行う車両移動保管事務に關し必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。
(罰則) 第四項については、第百十七条の三第三号)

- 第七十五条の八第二項中「同条第三項」を「同条第六項」に、「こえない」を「超えない」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条の付記中「第百十九条の二第一項第二号」を「第百十九条の二第一項第四号」に改める。

- 第八十一条第七項に後段として次のように加える。
この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

- 第八十一条第八項中「までに負担金」の下に「並びに同項後段の延滞金及び手数料(以下この条において「負担金等」という。)」を加え、「國稅滞納処分の例により、負担金」を「地方稅の滞納処分の例により、負担金等」に、「おける負担金」を「おける負担金等」に改め、同条第九項中「負担金」を「負担金等」に改める。

- 第九十条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

- 第九十三条第二項中「若しくは免許」を「又は免許」に、「変更し、第九十条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定により免許の効力を停止(第九十条第五項及び第一百三条第七項の規定による通知に係る停止を除く。)し、又は第九十条第七項若しくは第一百三条第九項の規定により免許の効力の停止の期間を短縮したときは」を「変更したときは」に改め、「又は当該処分」を削る。
第九十八条第二項第一号ハ中「明治四十年法律

第四十五号」を削る。

第一百三十条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第一百三十条の二第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第一百六条中「第九項」を「第八項」に改める。

第一百七条の五第二項中「第一百三十条第九項」を「第一百三十条第八項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第一百三十条第九項」を「第一百三十条第八項」に改め、同条第五項中「第七項及び第八項」を「及び第七項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第九項中「同条第五項中「記載」とあるのは「總理府令で定めるところにより記載」と、同条第六項中「同条第五項中」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第一百十条の二第三項中「第三十四条第五項」の下に、「第四十九条第一項」を加え、同条第六項中「車両の駐車の時間を制限しようとするときは」に、「さかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第七項中「第四十九条第二項のペーパー」を「ペーパー」を設置しようとするときは」を、「第四条第一項の規定に基づき第四十九条第一項の道路標識等により時間制限駐車区間を指定しようとするときは」に、「さかなければ」を「聽かなければ」に改める。

第一百三十条第二項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、「作動させようとする者」の下に「又は同条第二項のペーパー」を「手数料」の下に「(同条第三項に規定する措置に係るもの)を含む。」を加え

る。

第七章中第百十四条の五の次に次の二条を加える。

(都道府県道路使用適正化センター)

第一百四十四条の六 公安委員会は、道路における交

通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確實に行なうことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県道路使用適正化センタ(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行つものとする。

一 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

二 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと。

三 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと。

四 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に關し、道路又は交通の状況について調査すること。

五 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること(前号の許可に係るものを除く。)。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全

れらの職にあつた者は、第二項第四号又は第五号の規定による調査の業務(次項において「調査業務」という。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 調査業務に從事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に關して設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確實に行なうことができると認められるものを、その申出により、都道府県センターが前項の規定による調査の業務(次項において「調査業務」という。)に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他都道府県センターに關し必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。

(罰則) 第五項については、第百十七条の三第三号)」を削る。

第一百三十条の二第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第一百六条中「第九項」を「第八項」に改める。

第一百三十条の二第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

て、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。第一百五条中「十万円」を「二十万円」に改める。第一百六条中「五万円」を「十万円」に改める。第一百七条中「十万円」を「二十万円」に改める。第一百七条の二中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百七条の三中「五万円」を「十万円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第五十一条の二(指定車両移動保管機関)四項又は第一百四十四条の六(都道府県道路使用適正化センター)第五項の規定に違反した者第一百八十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百九条第一項中「三万円」を「五万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百九条の二第一項中「五万円」を「十万円」に改め、同項後段に改め、「行為をした者」の下に「(同条第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を

の二百十九条第一項第一号で、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二、第五号、第五号若しくは第十五号又は第二号の四若しくは第十九号若しくは第二号の罪に當たる行為は第二号の罪に當たる行為

小型特殊自動車等	大型自動車等
五千円	二万円

を

第五号	一万円
五千円	一千円

別表中「二十五キロメートル毎時」を「三十キロメートル毎時」に、

七千円	一万五千円
二万円	二万五千円
三千円	三万五千円

時までの間に当該パークィング・チケット発給を受けた者を除く。)

三 第四十九条の二(時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等)第四項の規定に違反した者第一百九条の二第二項中「前項第一号」の下に「、第三項又は第三号」を加え、「五万円」を「十万円」に改める。

第二号又は第三号」を加え、「五万円」を「十万円」に改める。

第一百二十条中「三万円」を「五万円」に改める。

第二百二十二条中「一万円」を「二万円」に改め、同項第九号中「第六十三条」を「第五十一条(違法駐車に対する措置)第五項、第六十三条」に改め、同条第二項中「一万円」を「二万円」に改める。

第二百二十五条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

附 則

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の道路交通法第五十一条第十一項(同条第十七項において準用する場合を含む)又は第八十一条第六項(同法第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む)の規定により納付を命ぜられた負担金の督促及びこの法律の施行前に開始された改正前の道路交通法第五十一条第十三項(同条第十七項において準用する場合を含む)又は第八十一条第八項(同法第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む)の規定による負担金の徴収手続についても、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為については、改正後の道路交通法第二百二十五条及び別表の規定にかかるらず、なお従前の例による。

三月十五日本委員会に左の案件が付託された。

1、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

2、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

3、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

4、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(消防法の一部改正)

第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のよう改正する。

第二条第九項中「準ずる事故」の下に「その他」の事由を加え、「傷病者で」を「傷病者のうち」に改め、「搬送すること」の下に「(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間ににおいて、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うこと)を含む。」を加える。

第三条の三中「別表で定める数量」を別表の品名欄に掲げる危険物の区分に応じ同表の数量欄に定める数量に改め、「可燃性の物品」の下に「(以下「準危険物」という)」を加え、「すみやかであり」を「速やかであり」に改める。

第十一条第二項中「取り扱う貯蔵所」の下に「(以下「移動タンク貯蔵所」という)」を加える。

第十二条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める」に、「この章において」を「この章及び次章において」に改める。

第十二条第五中「、製造所、貯蔵所」の下に「(移動タンク貯蔵所を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第十条第三項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずる。

普通自動車等	大型自動車等
五千円	二万円

三千円	二千円
六千円	四千円

二千円	一千円
六千円	三千円

一千円	五百円
八千円	四千円

に改める。

二 第四十九条第二項のパークィング・チケットを超えて引き続き駐車した者(車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過するまでに当該パークィング・チケット発給を受けた者を除く。)の次に次の二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

普通自動車等	大型自動車等
五千円	二万円

三千円	二千円
六千円	四千円

二千円	一千円
八千円	四千円

に改める。

ることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令に係る移動タンク貯蔵所につき第十二条第一項の規定による許可をした市町村長等に対し、自治省令で定めるところにより、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二第三号中「第十二条の五」を「第十二条の五第一項又は第二項」に改める。

第十二条の四第二項中「第十二条の五」を「第十二条の五第一項」に改める。

第十六条の二第一項中「車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。」を削る。

第十六条の三第三項中「貯蔵所」の下に「(移動タンク貯蔵所を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第一項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十六条の七中「第十二条の五」を「第十二条の五第一項及び第二項」に、「第十六条の三第三項並びに前条に規定する当該行政庁」を「第十六条の三第三項及び第四項並びに前条の規定による権限を有する行政庁」に改める。

第十六条の十中「あわせて危険物」を「あわせて危険物又は準危険物(以下この章において「危険物等」という。)」に、「もつて危険物」を「もつて危険物等」に改める。

第十六条の十七第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

協会の設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第十六条の十八第四号中「危険物」を「危険物」に改める。

等に改める。

第十六条の十九を次のよう改める。

第十六条の二十中「前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは」を「第十六条の十八の規定による設立の認可があつたときは」に改める。

「役員の定数、任期、選任の方法その他の役員」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

第十六条の二十三を次のよう改める。

第十六条の二十三を次のよう改める。

第十六条の二十九、三十を次のよう改める。

該役員を解任することができる。

自治大臣は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、当該役員及び協会に解任をしようとする理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるべきである。

第十二条の五第一項中「失わせるものとする」を「失わせ、又は一定の期間が経過した後に当該型式承認の効力が失われることとするものとする」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「前項本文の規定により型式承認の効力が引き続いだるものとしたとき」を「一定の期間が経過した後に型式承認の効力が失われる」として、評議員会に置く。

第十六条の三十の次に次の二条を加える。

第十六条の三十の二、三に次の二条を加える。

評議員会は、評議員十人以内で組織する。

評議員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する者、市長の全国的連合組織の推薦する者、町村長の全国的連合組織の推薦する者及び危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安について学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受け、理事長が任命する。

評議員会は、評議員十人以内で組織する。

評議員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する者、市長の全国的連合組織の推薦する者及び危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安について学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受け、理事長が任命する。

評議員会は、第一項の業務を行なうほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、自治大臣の認可を受けて、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する業務を行なうためには、機械設備又は技術を活用して行なう審査、試験等の業務その他協会が行なうことが適切であると認められる業務を行なうことができる。

「又は自治大臣の指定する者」を加え、同条第二項中「協会」の下に「又は同項の規定による指定を受けた者(以下この章において「指定検定機関」という。)」を加え、同条第三項及び第四項中「協会」の下に「又は指定検定機関」を加える。

第十二条の五第一項中「失わせるものとする」を「失わせ、又は一定の期間が経過した後に当該型式承認の効力が失われることとするものとする」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「前項本文の規定により型式承認の効力が失われることとしたとき」を「一定の期間が経過した後に型式承認の効力が失われることとしたとき」に改める。

第十二条の五第一項中「失わせ、又は一定の期間が経過した後に型式承認の効力が失われることとしたとき」を「一定の期間が経過した後に型式承認の効力が失われることとしたとき」に改める。

第二十一条の十九第二項中「自治大臣の認可を受けて」を削る。

第二十一条の二十を次のように改める。

第二十一条の二十 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員の定数、任期、選任の方法その他の役員に關する事項

五 評議員会に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 財務及び会計に關する事項

八 定款の変更に關する事項

九 公告の方法

協会の定款の作成又は変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十一条の二十四を次のように改める。

第二十一条の二十六 役員の選任及び解任は、事長、理事及び監事を置く。

第二十一条の二十六を次のように改める。

第二十一条の二十六 役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十一条の二十七を削り、第二十一条の二十八を第二十一条の二十七とし、同条の次に次の一項を加える。

第二十一条の二十九を次のように改める。

第二十一条の二十九 自治大臣は、役員が、この法律に基づく命令又は处分を合む。定款若しくは業務方針書に違反する行為をしたとき、又は協会の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

自治大臣は、役員が第二十一条の二十七各

号の一に該当するに至った場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、

当該役員を解任することができる。

自治大臣は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、当該役員及び協会に解任をしようとする理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

第二十一条の三十二の次に次の二項を加え

る。

第二十一条の三十二の次に次の二項を加え

認めなければならない』を『提出しなければならない』に改める。

第二十一条の四十一から第二十一条の四十六までを削り、第二十一条の四十七を第二十一条の四十一とし、第四章の二第三節第五款中第二十一条の四十八を第二十一条の四十二とし、第二十一条の四十九を第二十一条の四十三とし、同節第六款中第二十一条の五十を第二十一条の四十四とする。

第二十一条の五十一を削る。

第二十一条の五十一を加える。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十一条の五十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十一条の四十九第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

第四十六条の三中「一万円」を「五万円」に改め
る。
附則に次の一条を加える。

第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改
正する法律(昭和六十一年法律第二百二十一
号)の施行後においては、日本消防検定協会につ
ては、総務省設置法(昭和五十八年法律第七
十九号)第四条第十一号の規定並びに同条第
十三号及び第十四号の規定(國の委任又は補
助に係る業務に関する事務に係る部分を除
く)は、適用しない。

(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法(昭和二十一年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の二号を加える。
十四の二 市町村の消防が行う人命の救助に
係る活動の基準の研究及び立案に関する事
項

第四条第十八号の次に次の二号を加える。

二十二の二 消防法第二十一条の三第三項に規
定する指定検定機関の指定及び監督に関する事
項

第四条第十九号の次に次の二号を加える。
二十二の三 所掌事務に係る国際協力に関する事
項

第四条中第二十三号を第二十四号とし、第二
十二号の次に次の二号を加える。

二十三 所掌事務に係る国際協力に関する事
項

第十八条の二中「行なわれる」を「行われる」
に、「左に」を「次に」に、「掌る」を「つかさどる」
に改め、同条第十一号中「もの外」を「もの
ほか」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基
づき」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第
十号を同条第十一号とし、同条第九号中「行な
う」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、
同条第八号の次に次の二号を加える。

十九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活
動の指導に関する事項

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から

施行する。ただし、第二条(消防組織法第四条
第十八号の次に一号を加える改正規定を除く。)
並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日
から施行する。

(危険物保安技術協会に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日に現に存する危険物
保安技術協会は、この法律の施行の日(以下「施
行日」という。)までに、その定款を第一条の規
定による改正後の消防法(以下「新法」という。)
第十六条の二十二第一項の規定に適合するよう
に変更し、自治大臣の認可を受けるものとする。
この場合において、その認可の効力は、施
行日から生ずるものとする。

(第三条 この法律の施行の際現在に在職する危険物
保安技術協会の理事長、理事又は監事は、それ
ぞ新法第十六条の二十五の規定によりその選
任について自治大臣の認可を受けた理事長、理
事又は監事とする。

二 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる危険物保安
技術協会の役員の任期は、第一条の規定による改
正前の消防法(以下「旧法」という。)第十六条の
二十六第一項の規定により任期が終了すべき日
に終了するものとする。

第三条 第七十二条の五第一項第六号中「危険物保安
技術協会」の下に「日本消防検定協会」を加え
る。

第七十二条の四第一項第三号中「日本消防
検定協会」を削る。

第七十二条の五第一項第六号中「日本消防検定協会」を加え
る。

第七十三条の四第一項第十五号を削り、同項
第二十号の二を同項第十五号とする。

第三百四十八条第二項第二十一号を削り、同
項第二十号の二を同項第二十一号とする。

第三百四十九条の三に次の二号を加える。
三二 日本消防検定協会が所有し、かつ、直接消
防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十
一条の三十六第二項第一号に規定する業務の
用に供する固定資産に対する固定資產
税の課税標準は、前二条の規定にかかる
はず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標
準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第二十七号の七の次に
次の二号を加える。

二十七の八 日本消防検定協会が直接消防法
二十に規定する資本金に相当する金額を、昭和
六十二年三月三十一日までに、国庫に納付しな
ければならない。

第六条 この法律の施行の際現在に在職する日本消
防検定協会の理事長、理事又は監事は、それぞ
れ新法第二十一条の二十六の規定によりその選
任について自治大臣の認可を受けた理事長、理
事又は監事とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる日本消防検定
協会の役員の任期は、旧法第二十一条の二十七
第一項の規定により任期が終了すべき日に終了
するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

二 前項の場合は、昭和四十一年十二月三十
日までに取得した同項
和六十一年十二月三十日までに取得した同項
に規定する家屋については、地方税法第七百二
条の二第二項中「第三百四十八第二項から第
四項まで」とあるのは、「消防法及び消防組織
法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律
第二百二十一号)附則第八条の規定による改正前の
地方税法第三百四十八第二項及び第三項」と
して、同項の規定を適用する。

三二 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる危険物保安
技術協会の理事長、理事又は監事は、それ
ぞ新法第十六条の二十五の規定によりその選
任について自治大臣の認可を受けた理事長、理
事又は監事とする。

二 前項の規定により任期が終了すべき日
に終了するものとする。

三二 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる危険物保安
技術協会の役員の任期は、第一条の規定による改
正前の消防法(以下「旧法」という。)第十六条の
二十六第一項の規定により任期が終了すべき日
に終了するものとする。

二 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる危険物保安
技術協会の役員の任期は、第一条の規定による改
正前の消防法(以下「旧法」という。)第十六条の
二十六第一項の規定により任期が終了すべき日
に終了するものとする。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる日本消防検定協会
が昭和四十一年十二月三十日までに取得した同項
に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に
ついては、同号の規定は、なおその効力を有す
る。

二 前項の場合において、日本消防検定協会が昭
和六十一年十二月三十日までに取得した同項
に規定する家屋については、地方税法第七百二
条の二第二項中「第三百四十八第二項から第
四項まで」とあるのは、「消防法及び消防組織
法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律
第二百二十一号)附則第八条の規定による改正前の
地方税法第三百四十八第二項及び第三項」と
して、同項の規定を適用する。

二 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる日本消防検定協会
が昭和四十一年十二月三十日までに取得した同項
に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に
ついては、同号の規定は、なおその効力を有す
る。

昭和六十一年四月二日印刷

昭和六十一年四月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D